

環境配慮事項の評価算定及び評価項目等の考え方について（案）

1. 評価算定（標準点と加算点）の考え方

産業廃棄物処理の委託に係る契約における評価算定の考え方としては、除算方式の総合評価落札方式を採用する場合、事業者の環境配慮への取組及び優良基準への適合状況を評価する観点から、公正な競争の確保を前提に、簡易型又は標準型の公共工事の事例等を勘案して、入札参加資格を有する場合に付与される配点（標準点）と環境性能を評価し付与される配点（加算点の満点）とに分けて評価算定するとともに、それらの評価比率を最大でも2：1程度¹に設定することが適当と考えられる。

具体的には、標準点100点に対し、最大でも50点程度を加算点の満点に設定することが適当と考えられる。

2. 環境性能の評価項目・配点の考え方

産業廃棄物処理の委託に係る契約において実施する事業者の評価については、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の資源としての再生利用の促進、各環境質に係る環境負荷低減に向けた取組など、廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価するものとする。

評価に当たっての配点（ウエイト）は、産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、公正な競争の確保を前提に、事業者の環境配慮への取組と優良基準への適合状況に関する配点の比率を1：1～2程度に設定することが適当と考えられる。

(1) 環境配慮への取組の評価

収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの環境配慮への取組に係る評価項目（加算対象）として、事業者の環境配慮への取組を加算対象として評価する。

環境配慮への取組内容別・処理業者別を具体的な評価項目を以下に示す。

【環境配慮への取組内容別の評価項目】

- 温室効果ガスの排出削減
 - 環境に配慮した車両の運転・管理²を実施（エコドライブ、輸送効率の向

¹ 標準点100点に対し、加算点の満点を簡易型の場合10～30点、標準型の場合10～50点をそれぞれ標準的な上限の範囲としている。

² 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針の輸配送に係る判断の基準の（一部）適用が考えられる。

- 上等を含む)している事業者を評価
- 低燃費の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
- 焼却施設における熱回収又は熱利用設備の整備を実施している事業者を評価
- 省エネルギー機器・設備を導入している事業者を評価
- 大気・水・土壌等の環境保全の推進
 - 環境に配慮した車両の運転・管理を実施(エコドライブ、輸送効率の向上等を含む)している事業者を評価
 - 低公害車の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
 - 重機材における排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
 - 排水の高度処理³の取組を実施している事業者を評価
- 廃棄物の資源としての再生利用の促進
 - 廃棄物の種類ごとの再資源化率の高い事業者を評価⁴
 - 廃棄物処理に係る環境分野の技術(各府省庁・地方公共団体等の公的機関の認定制度等)を有する事業者を評価

【処理業者別の評価項目】

- 収集運搬業者
 - 環境に配慮した車両の運転・管理を実施(エコドライブ、輸送効率の向上等を含む)している事業者を評価
 - 低燃費・低公害車の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
- 中間処理業者
 - 焼却施設における熱回収又は熱利用設備の整備を実施している事業者を評価
 - 重機材における排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
 - 省エネルギー機器・設備を導入している事業者を評価
 - 廃棄物の種類ごとの再資源化率の高い事業者を評価
 - 廃棄物処理に係る環境分野の技術(各府省庁・地方公共団体等の公的機

³ 特定事業場からの排水の排水基準については、河川における希釈性等を勘案し、環境基準の10倍値を基本として設定されていることから、例えば環境基準に近いレベルまで排水を浄化している場合に評価する等が考えられる。

⁴ 再資源化率の考え方(定義)の整理が必要となる廃棄物の種類があるが、例えば廃棄物の種類ごとの再資源化率が、全国平均値より上回っている場合に評価する等の方法や破碎選別施設における回収純度等を評価する方法が考えられる。

関の認定制度等)を有する事業者を評価

- 最終処分業者
 - 排水の高度処理の取組を実施している事業者を評価
 - 重機材における排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の導入台数(率)の多い(高い)事業者を評価
 - 省エネルギー機器・設備を導入している事業者を評価
- 事業者共通
 - 環境報告書または環境会計等を作成・公表している事業者を評価

なお、各評価項目の評価ウエイトについては、別途ケーススタディを行いながら、検討を実施する予定であるが、参考まで、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者の各事業者の評価項目に上限(最大2ポイント)を設け、事業者共通の評価項目の1ポイントを加え、最大3ポイントとした場合の配点ウエイト例を表1に示す。

この場合、例えば1ポイントを5点とすると、本配点ウエイトの場合は、最大で15点が加算点となる。

(2) 優良基準の適合状況の評価

優良基準を満たす場合に、遵法性を除き、それぞれの評価項目ごとに加点(各1ポイント)するとともに、優良基準をすべて満たした優良認定業者をさらに高く評価(さらに2ポイント加算)する方法が適当と考えられる。

具体的な優良基準の評価の考え方・配点ウエイト案については、表2のとおり。

例えば1ポイントを5点とすると、本配点ウエイトの場合は、優良認定制度の認定基準をすべて満たしている事業者は満点の30点が加算点となるが、1項目だけ適合していない場合は15点が加算点となる(満点の半分)。

本案では、優良基準の一つである「遵法性」については、入札に参加する事業者に当然要求すべき最低限のレベルと考えられるため、加点評価しないこととしている。

なお、地方公共団体における他の認定制度の評価項目についても検討を実施する。

表1 事業者の環境配慮への取組の評価の考え方・配点ウエイト（例）

事業者 / 評価項目	ウエイト	評価の考え方
収集運搬業者	上限 2	
環境に配慮した運転・管理 ¹	1	エコドライブ、車両点検の実施状況等により評価
低燃費・低公害車の導入 ¹	1	低燃費・低公害車の導入割合により評価
中間処理業者	上限 2	
熱回収又は熱利用設備 ²	1	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
低公害型建設機械の導入 ¹	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
省エネ機器・設備の導入 ²	1	省エネ機器・設備の導入状況により評価
再資源化率 ³	1	廃棄物の種類ごとの再資源化率により評価
廃棄物処理の環境分野技術	1	廃棄物処理に係る環境分野の技術保有により評価
最終処分業者	上限 2	
排水の高度処理	1	排水基準を相当程度下回る高度処理により評価
低公害型建設機械の導入 ¹	1	排ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
省エネ機器・設備の導入 ²	1	省エネ機器・設備の導入状況により評価
事業者共通		
環境報告書・環境会計	1	環境報告書・環境会計の作成・公表により評価

1：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 23 年 2 月 5 日閣議決定）

2：「廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル」（平成 22 年 3 月環境省廃棄物対策課）

3：「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」（平成 20 年 3 月 31 日環廃対発 080331003 号）

表2 優良認定制度の優良基準の評価の考え方・配点ウエイト（例）

評価項目	ウエイト	評価の考え方
認定制度への適合	6	
遵法性	-	要求すべき最低限のレベルであるため加点评価しない
事業の透明性	1	情報公開は重要。公開内容により評価
環境配慮の取組	1	EMS の構築は事業者の取組を客観的に評価可能
電子マニフェスト	1	電子マニフェストへの参加は、廃棄物の適正処理の確認を行う上で重要
財務体質の健全性	1	事業者の財務体質の把握は、財務悪化による不法投棄の発生を未然に防止する点で重要